

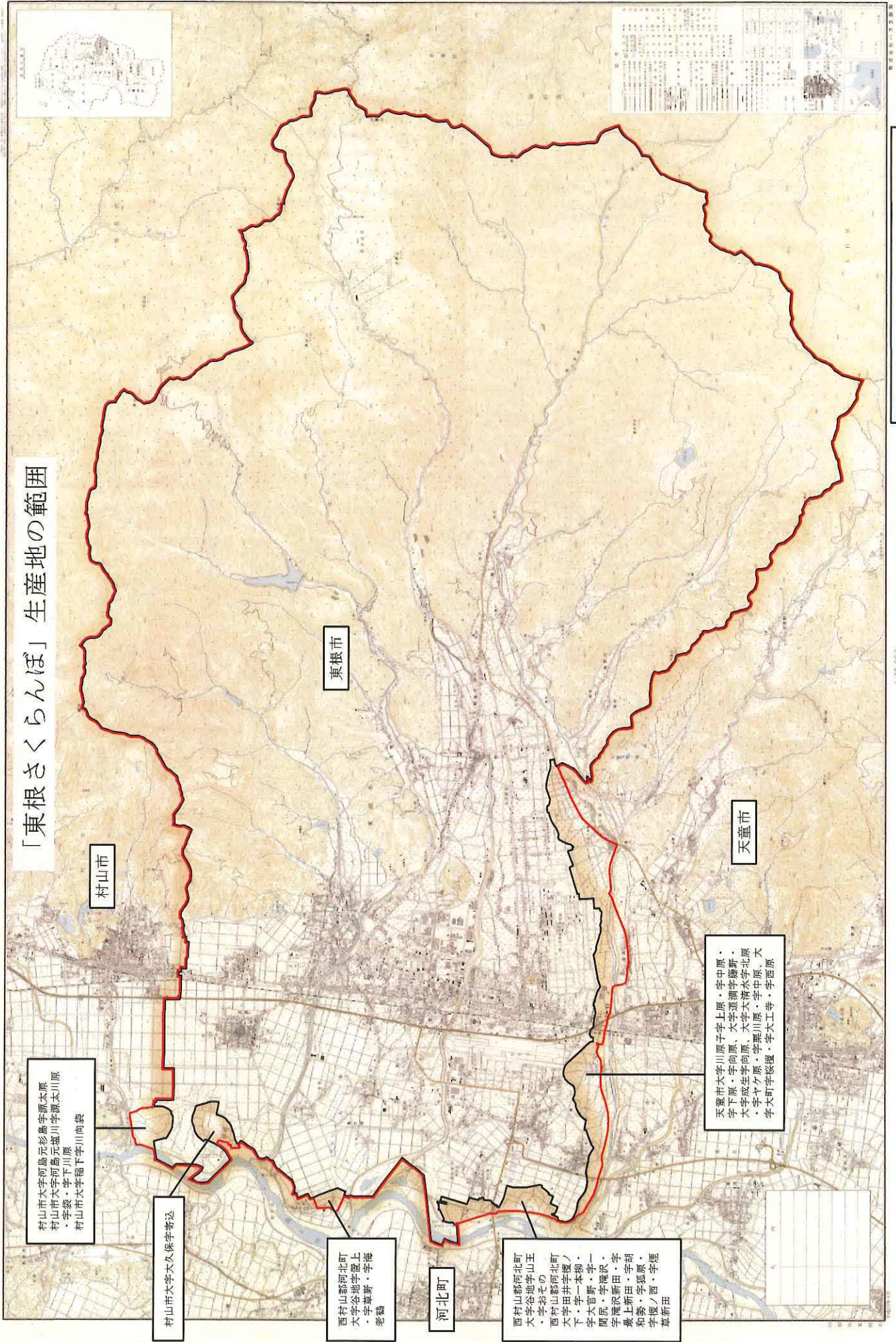
特定農林水産物等登録簿

登録番号	第30号	登録年月日	平成29年4月21日（2017年4月21日）
申請番号	第93号	申請年月日	平成28年10月20日（2016年10月20日）
特定農林水産物等の区分	第三類 果実類 おうとう		
特定農林水産物等の名称	ひがしね 東根さくらんぼ、HIGASHINE CHERRY		
特定農林水産物等の生産地	山形県東根市及び隣接市町の一部（別紙：東根さくらんぼの生産地の範囲）		
特定農林水産物等の特性	<p>「東根さくらんぼ」は、味わい、見た目ともに最高品種といわれる「佐藤錦」を主要品種とする、食味にも優れた赤い果実であり、山形県東根市を代表するバラ科サクラ属の桜桃（オウトウ）の果実である。</p> <p>東根市は「佐藤錦」発祥の地であり、誕生以来、当地で試行錯誤を繰り返しながら栽培技術を確認してきた。「東根さくらんぼ」は長い栽培の歴史を有し、佐藤錦の栽培技術の確立を通じ、さくらんぼ全ての品種において品質が飛躍的に向上し、高品質で安定した生産量が確保できるようになった。</p> <p>大玉で糖度が高く、そのさわやかな甘さと程よい酸味のバランスに優れた食味の良さが、初夏の味覚として贈答用をはじめ需要者に高い評価を得ている。</p> <p>山形県主催の「さくらんぼ品評会」では毎年東根市産が上位を占め、ここ5年間（平成23年～27年）では、最高賞の農林水産大臣賞を2度受賞し、東北農政局長賞を4度受賞している。さくらんぼの生産量は、山形県が全国の7割を占め、東根市は中でもトップである。</p>		
特定農林水産物等の生産の方法	<p>「東根さくらんぼ」の生産方法は以下のとおりである。</p> <p>(1) 栽培の方法 栽培に当たっては、基本的に以下の事項を行うこととする。</p> <p>ア 生産地内における植栽本数は10アールあたり10～15本とする。</p> <p>イ 品質保持のため必要に応じ以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨除け施設等を用いて栽培することにより、割果を防止する。</li> <li>・雨除け施設等の側面に防鳥ネットを張ることにより、野鳥等から果実を守る。</li> <li>・樹の下に反射シート等を使うことにより、果実の着色を促進する。</li> <li>・芽の時と青い実の時に摘果するとともに、着色開始時期に葉摘みを行い果実と葉に太陽の光を多く当てることにより、果実の肥大を促進する。</li> </ul> <p>(2) 出荷規格 別表「さくらんぼ出荷基準表」のとおり選別を行い、「東根さくらんぼ」は、「秀・L」以上とする。</p> <p>(3) 最終製品としての形態 「東根さくらんぼ」の最終製品としての形態は、おうとう（青</p>		

	果) である。
<p>特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由</p>	<p>明治時代、全国各地に配布・試作されたさくらんぼであるが、現在では数カ所の産地に限定されていることから分かる通り、さくらんぼは、気象条件・地理的条件・土壌条件を選ぶ品目である。一般的に昼夜の寒暖差は果樹の生育に好影響を与え、果実は甘みを増すとされている。東根さくらんぼの生産地は、昼夜寒暖差が大きく果実成熟期の6月においては、最高気温26.2℃、最低気温14.0℃(平成27年)と寒暖差が日平均の最高と最低で12℃と大きく条件の良い地域となっている。また、6月は梅雨の時期とも重なるが当生産地は比較的降雨量が少なく日照時間が長いことも、食味に好影響を与えている。土壌は、奥羽山系の乱川扇状地をはじめ、白水川、村山野川など河川により形成された水はけの良い土壌である礫質褐色低地土などである。これらの土壌は排水と通気性を好むさくらんぼ栽培に適しており、土壌水分が少ないことが甘みにつながり、そのさわやかな甘さと程よい酸味のバランスに優れた良食味のさくらんぼが生産される。</p> <p>「東根さくらんぼ」の主力品種「佐藤錦」は東根市で生み出され世に広められたが、当時より栽培意欲が高く、研究熱心で品質向上に努力を惜しまない生産者が多く、生産技術の向上や品質の安定化に努めてきたこともあり、高品質のさくらんぼを広く提供できるようになった。さらに、東根市で開発された雨除け施設が導入され安定生産が保障されたことにより、急速に佐藤錦の栽培が拡張され、全国区の知名度を誇るようになった。</p> <p>また現在のようになるまでには、首都圏や主要市場でのプロモーション活動や営業、トップセールス、各種イベントの実施など農業関係団体や行政など地域を挙げた取組みも大きく貢献している。現在でも加温ハウス等設備の拡充、栽培技術指導などハード、ソフト両面からの支援がなされているほか、若手生産者で構成される「東根市果樹研究連合会」等が技術の研鑽を積む等、市を挙げてさらなる品質向上に努めている。</p> <p>さらに、東根市では、さくらんぼにこだわったまちづくりに取り組んでおり、JRの駅には「さくらんぼ東根駅」をはじめ、市内のいたるところで「さくらんぼ」を冠した施設がある。また、参加ランナーが1万人を超え、東北最大級、全国屈指の「さくらんぼマラソン大会」や「さくらんぼ種飛ばし大会」等も東根市を代表するイベントとなっている。</p> <p>このように「東根さくらんぼ」の特性である品質と社会的評価は、さくらんぼ栽培に適した東根市の環境条件、東根市の生産農家の品質向上に向けた長い間の取組み及び東根市をはじめとした地域全体のさくらんぼによる町おこしの取組みによるところが大きい。</p>
<p>特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績</p>	<p>さくらんぼは明治初期から導入が始まったが、現在の最高級品種「佐藤錦」は東根市発祥の品種であり、昭和3年(1928年)、東根町(当時)で佐藤栄助翁により生み出され、その後、岡田東作翁が命名、努力と研究によりさくらんぼを代表する品種に成長、普及させた。明治時代からの栽培の歴史において、先人たちの弛まぬ努力、栽培意欲、そしてその信念は現在も地域の生産者に引き継がれており、現在にいたるまで約90年間生産を継続しており、東根さくらんぼの生産量は日本一を誇り、その8割以上が「佐藤錦」となっている。</p> <p>地域内では、生産者独自の研究会や勉強会、最新の栽培技術導</p>

	入に向けた情報収集など、さらなる高みを目指している。
規則第6条第2項各号に掲げる事項	<p>法第13条第1項第4号口該当の有無：該当しない</p> <p>商標権者の氏名又は名称：－</p> <p>登録商標：－</p> <p>指定商品又は指定役務：－</p> <p>商標登録の登録番号：－</p> <p>商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：－</p> <p>専用使用権者の氏名又は名称：－</p> <p>商標権者等の承諾の年月日：－</p>
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	<p>果樹王国ひがしね6次産業化推進協議会</p> <p>山形県東根市中央一丁目1番1号</p> <p>会長 土田 正剛</p>
<p>(注) 登録事項の変更があった場合には、記録部の登録事項欄に、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。</p>	

「東根さくらんぼ」生産地の範囲



村山市大字河島元形島字源太郎  
 村山市大字河島元形島字源太郎原  
 ・字袋・字下山原  
 村山市大字稲下字川向袋

村山市大字久保字寄込

西村山郡河北町  
 大字公地字登上  
 ・字草野・字梅  
 老鶴

河北町

西村山郡河北町  
 大字谷地字山王  
 ・字おその  
 西村山郡河北町  
 大字田井字塚ノ  
 下・字一本柳・  
 字大目野・字一  
 間尻・字滝沢・字  
 滝浪新田・字朝  
 和勢・字瓜原・  
 字雁ノ西・字鹿  
 草新田

天童市大字川原字上原・字中原・  
 字下原・字向原、大字通瀬字藤野・  
 大字成生字向原、大字大津水字北原  
 ・字ヤケ原・字粟川原・字中原、大  
 字大町字袋根・字大工寺・字西原

□ 「東根さくらんぼ」生産地の範囲 □ 東根市の行政界

1:50,000

(別表)

さくらんぼ出荷基準表

① さくらんぼ等級

区分	選別基準
秀	着色面積70%以上
優	着色面積60%以上
良	着色面積50%以上

② さくらんぼ階級

区分	サイズ	選別調整
3L	28mm以上	・着色不良果の混入を防ぐ ・病虫害果を除く ・うるみのないもの ・傷害のないもの
2L	25mm以上	
L	22mm以上	
M	19mm以上	

上記のうち、「東根さくらんぼ」は「秀L」以上とする。

<特定農林水産物等の名称の記録部>

(登録番号第 30 号)

番号

登録事項欄

<特定農林水産物等の生産地の記録部>

(登録番号第 30 号)

番号

登録事項欄

<特定農林水産物等の特性の記録部>

(登録番号第 30 号)

番号

登録事項欄



< 特定農林水産物等の生産の方法の記録部 >

(登録番号第 30 号)

番号

登録事項欄

＜特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由の記録部＞  
(登録番号第 30 号)

番号	登録事項欄

＜特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績の記録部＞  
(登録番号第 30 号)

番号	登録事項欄

<規則第6条第2項各号に掲げる事項の記録部> (登録番号第30号)

番号	登録事項欄

<登録生産者団体の記録部>

(登録番号第30号)

番号

登録事項欄